

## 基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

促進区域は、平成29年8月1日現在における青森県弘前市の行政区域とし、概ね5万2千ヘクタールの面積である。

本区域には、津軽国定公園（岩木山）等の区域や国指定史跡弘前城跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区などの区域を含むことから、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

(地図) 別紙1のとおり

#### (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

##### (地理的条件・インフラの整備状況)

弘前市は、本州最北端青森県の南西部に位置し、西に「津軽富士」と称される岩木山、南には世界自然遺産である白神山地、東に奥羽山脈の八甲田連峰を望む、自然と眺望に恵まれた街であり、1608年に津軽藩主 津軽為信が町割り、築城を計画、1611年の弘前城完成以来400年以上の歴史ある城下町として栄え、津軽地方の中心都市の役割を果たしている。

東北自動車道大鰐弘前ICから国道7号を經由して約20分で市内中心部に結節し、新幹線の停車駅である新青森駅からは最短30分以内でJR弘前駅に接続する。また、青森空港からは自動車を利用して1時間以内で市内中心部にアクセスできる。

##### (産業構造)

交通アクセスが便利であることから、弘前城がある弘前公園を中心に、春のさくらまつりや夏のねぷたまつりなど、四季を通じて県内観光の拠点として多くの観光客が訪れ、近年では外国人観光客も増加している。(表1)

特産のりんごは、国内随一の生産量を誇り、米などを含めた市町村別の農産物産出額では東北第一位、果樹部門においては全国一の産出額である。(表2)

産業面においては、地域の豊富な食産品の活用が見込まれ、市内製造業事業所数のうち34%を占める「食産業」、今後市場の成長が期待でき、市内製造業粗付加価値額の68%を占める「精密・医療産業」、高い技術力を有した事業者の集積が形成され、市内製造業従業員数のうち7%の「アパレル産業」を弘前市産業振興基本方針の中で重点3分野として位置づけ、強化を図っており、市内製造業の付加価値額は近年順調に推移している(表3)。

また、弘前市内には、青森県内の工業部門の研究開発、技術支援を行う3拠点の一つとして地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前地域研究所が設置され(他は青森市、八戸市)、企業活動の技術的な支援を実施している。

【表 1-1 弘前市観光入込客数（人）】

H23 年度	H25 年度	H27 年度
4,138,282	4,569,897	4,694,496

【表 1-2 青森県外国人延べ宿泊者数（人）】

H23 年度	H25 年度	H27 年度
27,600	57,130	109,900

ともに出典：青森県 平成 27 年青森県観光入込客統計

【表 2-1 農業産出額】

順位	市町村（都道府県）	産出額（億円）
1	田原市（愛知県）	820
2	銚田市（茨城県）	720
3	都城市（宮崎県）	720
4	新潟市（新潟県）	572
5	別海町（北海道）	571
6	旭市（千葉県）	548
7	浜松市（静岡県）	510
8	熊本市（熊本県）	461
<b>9</b>	<b>弘前市（青森県）</b>	<b>436</b>
10	豊橋市（愛知県）	413

【表 2-2 農業産出額（果実）】

順位	市町村（都道府県）	産出額（億円）
<b>1</b>	<b>弘前市（青森県）</b>	<b>373</b>
2	浜松市（静岡県）	164
3	笛吹市（山梨県）	158
4	東根市（山形県）	137
5	天童市（山形県）	127

ともに出典：農林水産省 平成 27 年市町村別農業産出額（推計）

【表 3 弘前市内製造業の状況】

（H26 年）	事業所数 （箇所）	従業員数 （人）	粗付加価値額 （万円）	出荷額 （億円）
食産業	60	1,274	985,016	204.5
精密・医療	45	5,018	4,860,099	1,568.6
アパレル	15	611	214,690	31.3
全産業	177	8,261	7,129,164	2,022.8

出典：経済産業省 工業統計調査

(人口分布の状況)

弘前市及び近隣7市町村（人口約30万人（うち弘前市は約18万人））では、弘前圏域定住自立圏共生ビジョンの元に連携・協力・役割分担をして地域の共通課題に取り組んでおり、自治体間連携も進んでいる。圏域の市町村からは、弘前市内に通勤、通学している住民も多く、国立大学法人弘前大学をはじめ、私立大学、放送大学、私立短期大学、専修学校、高等学校が多く立地する東北屈指の学園都市として、人材育成、人材供給の面でも地域をリードしている。

また、弘前大学には県内唯一の医学部が設置されており、県内医療機関への人材供給で重要な役割を果たし、地域医療の核となっている。弘前市を含む津軽地域には、弘前大学医学部附属病院をはじめ、医療機関が集積しており、医療・福祉産業の従事者の割合が全国平均と比較しても高い傾向にある。（表4）

【表4-1 医療機関数及び病床数】

	病院数(件)	一般診療所数(件)	歯科診療所数(件)
	(10万人あたり) ※病床数	(10万人あたり)	(10万人あたり)
弘前市	15	171	97
	<b>2,268</b>	<b>96.8</b>	<b>54.9</b>
青森県	97	889	550
	1,538	68.0	42.1
全国	8,480	100,995	68,737
	1,322	79.8	54.3

出典：厚生労働省 平成27年医療施設調査

【表4-2 医療、福祉産業の従業者数(事業所単位)と全事業者数の割合】

業種(中分類・小分類)	弘前市(人) (割合)	青森県(人) (割合)	全国(人) (割合)
医療、福祉	<b>14,892</b> <b>(19.0%)</b>	78,791 (15.5%)	7,191,248 (12.5%)
医療業	6,659 (8.5%)	28,515 (5.6%)	3,761,519 (6.6%)
保健衛生	213 (0.3%)	1,166 (0.2%)	68,575 (0.1%)
社会保険・社会福祉・介護事業	8,020 (10.2)	49,110 (9.7%)	3,361,154 (5.9%)

出典：RESAS

(産学官連携の状況)

弘前市商工振興部、弘前大学研究・イノベーション推進機構が共同の事務局となり、「ひろさき産学官連携フォーラム」を運営し、企業活動や研究活動の参考となるような講演

会・セミナーを定期的開催し、会員の知見、技術の向上と会員相互のネットワークの構築を図り、調査研究開発を促すなど、産学官連携に取り組んでいる。

弘前大学医学部では、平成25年から文部科学省の「革新的イノベーション創出プログラム（COI STREAM）」の採択を受け、産学官金の連携により、健康診断ビッグデータの解析による生活習慣病等の画期的な予兆発見と予防法の確立に取り組んでいるほか、産学官連携による研究開発の拠点となる施設の整備も進んでおり、今後、大学の研究シーズの社会実装に向けた動きの加速化が期待される。

また、同大学と青森県、弘前市及び地元民間企業の連携により、健康素材「プロテオグリカン」の抽出及び活用の研究が行われてきており、青森県産業技術センター弘前地域研究所、公益財団法人21あおり産業総合支援センターも含めた連携体制が構築され、地域発の健康素材を活用した製品開発とブランド化に総合的に取り組んでいる。

さらに、同大学及び地域内の医療機関では、再生医療の実施体制も整備中であり、市内では再生医療等に関するシンポジウムが開催されるなどの動きが見られるほか、先端的なリハビリテーション機器を導入するなど、先端医療を提供できる体制が整備され始めており、地域医療や関連産業における期待が高まっている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

青森県は、高齢化が進む我が国の中でも総人口に占める65歳以上人口の比率が高く、最も多くの医療課題を抱えた高齢化先進地の一つである。青森県の平均寿命は、男女ともに全国最下位で「日本一の短命県」でもある。こうした背景には、喫煙率や多量飲酒者率の高さ、塩分摂取量の多さ、健診受診率の低さ、日常的にスポーツをする人の割合の低さなど、日常生活における健康に関する住民の意識の低さなどが考えられ、全県を挙げての取組を続けている。

弘前市においても、住民の健康寿命の延伸を地域の大きな課題の一つとしてとらえ、住民の健康増進に向けた事業や地域における医療の実施体制の充実を図るための施策を行ってきたところである。

こうした状況の中、地域住民の健康増進に関しては、行政・医療だけの問題ではなく、民間事業者においても「健康経営®」の実現に向けた戦略的な取組が求められる。

高齢化率の高まりとともに、人口減少も重要な課題であり、特に弘前市においては、20～24歳の若年層の転出が顕著であり、弘前市内の大学等の高等教育機関で学んだ人材が地域外に雇用の場を求めて転出しているものと考えられる。

地域における人口減少の抑制には、質の高い安定的な雇用の受け皿が必要不可欠であり、医療・福祉関連機関が集積する弘前市において、先進的で高度な研究を実施する機関の存在や、これらと関連する事業者の活性化は、多様な雇用の場を生み出し、地域の活力に直結する。

弘前市においては、全産業における医療・福祉分野が占める割合は、従業者数で約19%、売上高で約10%となっており、医療・福祉分野との連携が見込まれる製造業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業を合わせると、雇用者数で約59%、売上高で

約87%に上る（数値はすべて経済センサスー活動調査（平成24年））ため、医療・福祉分野と他の分野の有機的な連携が地域に与えるインパクトは非常に大きい。既存の事業者の医療・福祉関連分野での新事業展開による新たな製品・サービスの創出や、新たな価値を社会に生み出すための実証フィールドの整備、地域外の事業者の弘前への進出と事業者間、産業間の連携を促進する。

また、先端的な医療体制の整備が進むことにより、地方においても高度な医療が受けられ、住民の健康増進が図られるとともに、先端医療を学びたい医学部学生や大学院生、若手研究者にとって魅力的な場となり、弘前大学で学んだ人材の地域外への流出抑制と地域外からの研究者の転入が進むような場作りを促進する。

市内における重点3分野（食産業、精密・医療産業、アパレル産業）が占める割合は、事業所数68%、従業員数84%にも及ぶ。近年、事業所数は横ばいで推移しているが、従業員数は特に技術職の人材確保が難しいこともあり、減少傾向にある。

若年層が就職先を検討するに当たっては、やりがいを感じることができる「しごと」であるとともに、賃金面も重要な要素となる。市内の経済基盤を支える3つの産業分野が、価格競争力や技術の高度化、人材の育成等といった集積の効果を活かして今後成長が見込まれる市場、事業分野への挑戦や海外を含めた販路拡大、オンリーワンの付加価値化に挑戦し、「稼ぐ力」を備えていくことで、魅力的な職場として若年層の雇用の受け皿となり、地域に活力がもたらされるよう、これら分野の新事業展開を促進する。

(2) 経済的効果の目標

1件当たり3,251万円（青森県の一事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））以上の付加価値を生み出す地域経済牽引事業10件の創出を目指し、地域経済牽引事業がさらに1.3倍の波及効果（平成23年青森県産業連関表における逆行列係数全産業平均値）を及ぼすものとして、おおよそ7.5億円の付加価値額が創出されることを目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	750百万円	

(算定根拠)

直接効果 3,251万円/1件×10件=32,510万円

間接効果 4,225万円/1件×10件=42,250万円

合計 32,510万円+42,250万円=74,760万円≒75,000万円

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

#### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に掲げる地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

#### (2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、おおよそ3,251万円（青森県の一事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

#### (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

- ・促進区域内に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%程度増加すること。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

#### (1) 重点促進区域

該当なし

#### (2) 区域設定の理由

#### (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

### 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

#### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①弘前市の弘前大学等の研究を活用した医療・ヘルスケア関連分野
- ②弘前市の医療・福祉関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア関連分野
- ③弘前地域の自然環境、文化財、温泉等の観光資源を活用した医療・ヘルスケア関連分野
- ④弘前地域のりんご等の豊富な食産品を活用した医療・ヘルスケア関連分野
- ⑤弘前地域の食、精密機械、アパレル等のものづくり産業の集積を活用した成長ものづくり分野

#### (2) 選定の理由

- ①弘前市の弘前大学等の研究を活用した医療・ヘルスケア関連分野

弘前大学では、産学官金の連携により、健康診断ビッグデータを解析し、生活習慣病

等の画期的な予兆発見と予防法の確立を研究する「COI STREAM」のプロジェクトに代表されるように、国内でもトップレベルの研究が進んでおり、技術シーズ、高度人材、ノウハウ等は地域の強みといえる。

また、青森県産業技術センター弘前地域研究所では、企業の技術開発支援を行うなど、研究シーズの社会活用に積極的である。

さらに、地域の事業者の中には、特定の分野で極めて高い競争力を有し、高い市場シェアを獲得しているニッチトップ企業の存在や弘前大学や産業技術センターと共同で研究開発を行っている事業者も存在しており、地域におけるこうした研究シーズが、大きな雇用吸収率を持つ医療・ヘルスケア関連分野において事業化されることで、地域への大きな波及効果が期待できる。

#### ②弘前市の医療・福祉関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア関連分野

弘前市には、医療・福祉関連産業が集積しており（表4参照）、従事者の割合が全国平均と比較しても高い。また、医療・ヘルスケア関連の産業分野は、製造業、非製造業に限らず多くの産業分野との連携事業が期待でき、弘前地域の医療・福祉関連産業の集積を活用して新たに医療・ヘルスケアの分野に進出しようとする事業を促進し、多くの雇用を支え、またその質を高めることが期待できる。

#### ③弘前地域の自然環境、文化財、温泉等の観光資源を活用した医療・ヘルスケア関連分野

弘前市及びその周辺地域は、岩木山や白神山地といった豊かな自然環境に恵まれるとともに、中心部には弘前城に代表される歴史的・文化的価値の高い建造物や街並みが形成されている。また、10の源泉を有し、様々な泉質の温泉がある岩木山麓をはじめとして、温泉施設も多数整備されており、年間450万人以上の観光客が訪れる観光地である。

こうした観光資源を医療・ヘルスケア関連分野で活用することにより、更なる来訪者の増加や滞在時間の延伸、滞在時費用の増大など相乗効果が期待できる。

#### ④弘前地域のりんご等の豊富な食産品を活用した医療・ヘルスケア関連分野

弘前市は全国一の生産量を誇るりんごに代表されるように、地域の豊かな食産品が多くの人にとって魅力となっており、その活用促進に長年、多くの機関や事業者が取り組んでいる。

食産品を、今後成長が見込める医療・ヘルスケア関連分野で活用を図ることにより、地域の魅力的な食産品の付加価値を高め、更なる魅力の創造と発信が可能となる。

#### ⑤弘前地域の食、精密機械、アパレル等のものづくり産業の集積を活用した成長ものづくり分野

弘前市産業振興基本方針の中で重点3分野としてその強化を図ることとしている、食産業、精密・医療産業、アパレル産業の集積については、表3で示したように地域経済を支える基盤となっており、価格競争力や技術の高度化、人材の育成等の集積の効果を活かして医療機器等の新たな事業分野への挑戦や海外を含めた販路拡大、オンリーワンの付加価値化に挑戦し、「稼ぐ力」を備えていくことは、地域経済にとって大きな活力

となる。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

豊かな地域資源を活用し、今後成長が期待できる産業分野での事業展開を促すに当たっては、事業者ニーズに合った制度の整備・運用が求められる。また、行政等の公共機関が有する公共データは、個人情報等の保護すべき情報に留意しながら、その活用を促すことが望ましいとの考えから、以下のとおり事業環境の整備に努めるものとする。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①不動産取得税、固定資産税（県税）の減免措置（青森県）

#### ②固定資産税（市税）の減免措置（弘前市）

事業者の設備投資を促す観点から、一定の要件を課した上で、不動産取得税や固定資産税の減免措置に関する条例を、青森県、弘前市それぞれにおいて議会による審議により整備する。

#### ③工場立地法に基づく緑地率の緩和措置（弘前市）

製造業等の工場の新規立地及び既存事業者の事業拡大に際して、周辺環境との調和を保ちつつ、コスト軽減による生産性向上を図る観点から、工場立地法に基づく緑地率に関する地域準則を定める条例を、議会による審議により整備する。

#### ④融資制度（青森県、弘前市）

事業者の設備投資や新事業展開に対する支援として、地域の金融機関と連携しながら事業計画の策定を支援するほか、県や市が整備している既存の融資制度の活用を促す。

#### ⑤補助制度（青森県、弘前市）

県や市の設備投資や新事業展開、販路拡大、研究開発等に関する既存の補助制度を運用し、事業者の事業展開におけるコスト軽減を図る。

#### ⑥人材育成、人材確保（青森県、弘前市）

事業者の人材不足、人手不足が深刻化している状況を打破、改善するため、各機関が相互に連携して地域における人材の育成及び確保に努めるものとする。

#### ⑦情報収集と情報提供、相談体制の構築（青森県、弘前市）

事業者支援にあっては、国や業界団体の動向について常に情報収集に努め、的確に事業者に提供することが求められる。このため、青森県及び弘前市それぞれにおいて事業者の相談を受ける窓口体制を整備するとともに、いわゆる縦割り行政とならぬように部局間連携を進める。



⑧地方創生関係施策（青森県、弘前市）

地域経済牽引事業に必要な事業環境の整備に当たっては、地方創生推進交付金の活用も検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）（弘前市）

弘前市では、市が保有する人口動態や市民アンケート、観光、農業、工業等に関する様々な行政情報を、使いやすい形にして自由に流通させ、その組み合わせや分析によって新たな価値を生み出すビジネスを創出させていく観点で、「オープンデータひろさき」の仕組みを整備してオープンデータの普及に取り組んでおり、引き続き、その促進と情報の拡充に努める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応（青森県、弘前市）

青森県、弘前市のそれぞれの担当窓口（青森県商工労働部商工政策課及び新産業創造課、弘前市ひろさき未来戦略研究センター及び商工振興部産業育成課）が、事業者や関係機関からの問い合わせに応じて、事業者、行政の双方に誤解が生じないように、その内容をよく聞き取り、適切な対応窓口につなぐ。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業用地の確保に向けた検討（弘前市）

弘前市では、製造業等の受け皿となる産業団地が完売していることから、産業用地確保に向けたリスク、コストを最小限に抑えられるような整備主体や手法等について、調査・検討を実施する。

②お試しサテライトオフィスの活用促進（弘前市）

弘前市内にサテライトオフィスの環境を整備する事業者に対し支援することで、主に大都市圏からの地方進出を促す。

(6) 実施スケジュール

別紙2のとおり

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、行政機関である青森県、弘前市のみならず、公設試験研究機関としての青森県産業技術センター弘前地域研究所、弘前大学をはじめとした大学や専修学校などの高等教育機関、青森銀行やみちのく銀行、信用金庫といった金融機関、商工会議所、中小企業団体、業界団体など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮しつつ、相互に連携、補完しあうことが必要である。

この際、機械の融通や人事交流などによる相互の研修機会の創出などにより、支援の課題と役割を相互に共有しながら、支援の効果を共感できる具体的な取組が望まれる。

また、地域で不足するリソースについては、国の出先機関や政府系金融機関、地域外との広域的な連携も含めた体制の構築が望ましい。

## (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の内容及び実施方法

### ①地方独立行政法人青森県産業技術センター（弘前地域研究所）

同センターは、青森県の産業振興・発展のために、工業、農林、水産、食品加工の4部門と13の研究機関を統合して設立され、県内の事業者を中心に支援を実施しており、弘前地域研究所は工業部門における県内3拠点の一つとして位置づけられ、青森県の資源を活用した食品素材や美容製品の開発、バイオテクノロジー技術の利用研究、伝統工芸品の試作や工業デザインの支援、技術相談、依頼試験等を通じた支援を実施している。

### ②公益財団法人21あおもり産業総合支援センター

同センターは、青森県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化・販路開拓までに応じた総合的な支援を実施しており、青森県よろず支援拠点や中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関としても認定されている。

### ③弘前商工会議所

地域の事業者に対して、各種制度に関する情報の発信や経営改善、人材育成等に係る各種セミナー等を通じた啓発活動、経営課題に応じた相談業務を実施しながら、地域のまつりやイベントを企画、主催、運営するなど、地域活性化の重要な担い手となっている。

### ④青森県中小企業団体中央会（弘前支所）

同会は、青森県内の中小企業者からの経営相談に応じ、支援を行っているほか、弘前支所では、弘前市の委託を受けて「ひろさきビジネス支援センター」を運営し、創業・起業を中心に支援している。

### ⑤国立大学法人弘前大学

青森県内唯一の国立大学として、多方面に人材を輩出するとともに、企業人材を受け入れ、育成も実施している。医学部、理工学部、農学生命科学部を中心に、研究シーズの社会実装を加速化することを目指している。

また、技術課題の解決に向けた共同研究や受託研究等も実施し、地域企業の技術力向上が図られている。

### ⑥金融機関（株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、東奥信用金庫他）

企業の資金需要に応じた融資やファンドを通じたリスクマネーの供給による、新事業展開や販路拡大等の資金面による支援を実施している。また、事業承継やM&Aなどの経営課題に関する相談等にも対応している。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づき、ばい煙、粉じん等についての各種の大気汚染防止対策、水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づき、各種の水質汚濁防止対策を実施する。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、各種の対策を実施するほか、市街地等に関して騒音規制地域、振動規制地域及び悪臭規制地域が設定されている場合にはその公害防止に努める。

地域経済牽引事業の促進に当たっては、国の環境基本計画及び青森県環境の保全及び創造に関する基本条例、青森県環境計画、青森県地球温暖化対策推進計画、青森県循環型社会形成推進計画に基づき、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を構築するため、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例等に基づき環境影響評価を実施する。

産業廃棄物及び事業系一般廃棄物については、青森県循環型社会形成推進計画に基づき、発生抑制、再使用及び再生利用の3Rを促進するほか、排出事業者等に対して、適正処理等の指導を行うとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努める。

開発行為を伴う事業に当たっては、優れた自然環境や景観、文化財、まちなみ等への影響がないように適切な指導を行い、良好な景観の保全に努める。法令の遵守だけでなく、近隣の住民や関係者に対して説明等の必要がある場合には丁寧な対応をし、理解を得たうえで事業活動を行う。

国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、特定植物群落において実施しようとする事業については、関係法令の遵守のみならず、関係機関へ事前相談するなどし、環境への悪影響を及ぼさぬよう、適切な事業計画の作成を促す。

また、国定公園を含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、青森県の自然環境部局と調整を図るものとする。

なお、本基本計画は公園計画との整合を図り、青森県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

### (2) 安全な住民生活の保全

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所や山地災害危険地区については、治山施設、河川改修、ダム、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、海岸保全施設等の整備を図るほか、開発に伴う流出増については、事業者が調整池等の整備を行い、国土保全に努めるとともに、施設整備を実施する場合には、災害発生の危険度の高い地域及び水源涵養上重要な役割を担う国有林及び保安林を除外していくものとする。

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例及び青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画並びに青森県交通安全計画にかんがみ、犯罪及び事故の防止並びに地域の平穏を確保するため、施設整備に当たっては、植栽の適切な配置、繁茂の管理、塀・柵・垣根の適切な配置、道路灯・街路灯・防犯灯の適切な組み合わせによる十分な照明の確保、防犯カメラ、緊急通報装置、防犯ミラーの設置、部材・設備を破壊されにくいものとする対象強化・被害回避その他犯罪防止対策に努めるとともに、安全な歩行空間の整備、交通安全施設の整備その他道路交通環境整備に努めなければならない。

地域経済牽引事業を実施する者は、従業員の法令順守、犯罪被害防止に資する指導、不法就労の防止に配慮した採用その他犯罪防止対策に努めるとともに、従業員の交通安全思想の普及に努め、また、地域における犯罪防止活動、交通安全活動への参加、所轄警察署との連絡体制の確立その他の地域との連携に努めるものとする。

### (3) その他

毎年承認事業計画の報告を受け、事業フェーズごとの進捗を確認し、必要に応じて的確な実施に必要な指導及び助言を行う。

また、地域経済牽引事業促進協議会を開催し、基本計画と承認事業計画の進捗状況を共有し、効果検証を行い、基本計画について検討を加える。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1) 総論

該当なし

### (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

### (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1 (1) 促進区域



## 6 (6) 実施スケジュール

項目	29年度	30年度	31年度以降
不動産取得税、固定資産税の減免 (青森県)	年度内に条例案提出、審議・可決後運用	運用	運用
固定資産税の減免(弘前市)	12月議会に条例案提出、審議・可決後運用	運用	運用
工場立地法に基づく緑地率の緩和(弘前市)	12月議会に条例案提出、審議・可決後運用	運用	運用
融資制度(青森県、弘前市)	既存制度の活用促進	運用	運用
補助制度(青森県、弘前市)	既存制度の活用促進	運用	運用
人材育成、人材確保(青森県、弘前市)	既存制度の活用促進	運用	
情報収集と情報提供、相談体制の構築(青森県、弘前市)	体制整備	運用	運用
情報処理の促進のための環境の整備(弘前市)	既存情報の公開	情報の拡充・運用	情報の拡充・運用
事業者からの事業環境整備の提案への対応(青森県、弘前市)	随時相談受付	随時相談受付	随時相談受付
産業用地の確保に向けた検討(弘前市)	年度内に方向性検討	運用	運用
お試しサテライトオフィスの活用促進(弘前市)	年度内に制度検討	運用	運用